

岡山市バリアフリー推進協議会規約（案）

（目 的）

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の4第1項及び第26条第1項の規定に基づき、岡山市バリアフリー基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び実施に関する必要な協議を行うため、岡山市バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 基本計画及び基本計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 基本計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組 織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（会 長）

第4条 協議会には会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、助言等を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、岡山市都市整備局都市・交通部交通政策課に置く。

附 則

- 1 この規約は、令和2年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体または機関等	氏名	備考
学識経験者	岡山大学名誉教授	阿部 宏史	
	岡山理科大学経営学部経営学科 准教授	川島 聡	
利用者代表	岡山市連合町内会 副会長	永見 勝	
	岡山市連合婦人会 理事	西田 郁子	
	一般社団法人岡山市老人クラブ連合会 会長	遠藤 剛	
	岡山市障害者団体連合会 会長	宮本 敏行	
	外国人市民代表	DANG CHI ANH	岡山市外国人市民 会議(第6期)委員
交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社企画課 課長	久保 聡志	
	岡山電気軌道株式会社 代表取締役専務	礪野 省吾	
	公益社団法人岡山県バス協会 会長	永山 久人	
	一般社団法人岡山県タクシー協会 会長	梶川 政文	
施設設置 管理者	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所交通対策課 課長	宮地 誠	
	岡山市都市整備局 局長	林 恭生	
	一般社団法人岡山県建築士会 理事	藤田 佳篤	
公安委員会	岡山中央警察署 交通官	森本 隆弘	
	岡山西警察署 交通官	藤原 隆志	
経済・産 業・観光	岡山商工会議所 副会頭	高谷 昌宏	
	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会 専務理事	西 正尚	
国土交通省	国土交通省中国運輸局岡山運輸支局 支局長	神宝 博	
岡山市	岡山市都市整備局 都市・交通・公園担当局長	平澤 重之	